

第31回 AF-Forum

現代社会における設計行為と法規制

—イタリアン・セオリーから考える—

コーディネーター：神田順

パネリスト：

大倉富美雄（大倉富美雄デザイン事務所代表、

特定非営利活動法人日本デザイン協会理事長）

松井健太（東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻 学術支援職員）

イタリアン・セオリーとは、岡田温司の同名著書によっているが、現代社会の生き方を考察するイタリア哲学の思考を指している。建築基準法が膨大な規制の集合となって建築設計における知的生産の足かせになっている面が指摘できることは誰も異論のないところと考えるが、なかでも構造設計が創造的行為となり難い現状を、広い視点で論じ、専門家活動としての活性化の道を模索する。

類似の試みは、過去に2回実施されている。最初は、2015年11月9日に、日本デザイン協会とインダストリアルデザイナー協会の共催で、「Turning Pointに差しかかったデザイン・建築・環境について語り合おう」ということで、議論がされた。神田から建築基本法制定を議論する中で、イタリアン・セオリーが現代社会の根本的な問題を解き明かしており、専門家が専門家たりうるための鍵となる旨の発言をした。その後、2019年2月26日に、日本デザイン協会と日本建築家協会関東甲信越支部デザイン部会との共催で、「日本型規制社会と知的生産—イタリアン・セオリーから学ぶもの—」と題して、建築家を中心にトークイベントをもった。

建築基本法制定の議論が建築の構造技術者を中心として始まったこともあり、過去2回の議論を構造技術者も含めたものにしたいということが、今回のフォーラムの趣旨である。パネリストとしては、前2回のコーディネータである大倉富美雄氏と、イタリア現代建築歴史を専門とする松井健太氏をお呼びして、イタリア、建築と政治、法規制の役割などをキーワードとして活発な議論を展開したい。

建築構造安全	社会制度	イタリア現代思想
市場経済	建築基準法	建築基本法

はじめに

我が国の建築構造工学の発展が、法制度とともにあり、社会に安全をもたらして来た一方で、詳細な法規制が専門家に強い閉塞感を生んでいる。このことは、建築分野に限らず、医療や教育においてもあてはまり、現行法制度が個人の自律性や多様性をないがしろにしているとすると、社会制度そのもののあり方に専門家として目を向ける必要があると思われる¹⁾。複数のイタリアの現代思想に触れることから、構造基準の基本的な問題を考察する。

「イタリアン・セオリー」とは

今日の社会制度の行きづまりは、我が国で顕著に感じられるが、いわゆる先進国の共通課題でもある。岡田温司はイタリアン・セオリー²⁾と呼んで、イタリアの現代思想を紹介している。特に、アントニオ・ネグリ、ジョルジオ・アガンベン、ロベルト・エスポジトの3人は、特筆される。

まずは、17世紀にイギリスで誕生した資本主義が、その後の植民地政策と2度の世界大戦を試行錯誤として乗り越え、世界規模の金融資本主義の巨大な帝国が築かれていることが背景にある。「帝国」³⁾参照) 巨大資本による大量生産が、規模効果による富の集中を生み、国ごとの法規制と連携して同時に格差を拡大している。

1970年代にフーコーにより提唱された「生政治 bio-politics」という概念が、3人の共通の論考の源になっているのは、注意すべき点でもある。今や、政治が生き方にまで介入して、経済成長に異を唱えると魔女狩りのような目にあう危機感が生まれている。中身の是非よりは、経済的発展を生むものを良いとみなし、そして国もそれを支援するというような状況が常態化している。「ホモ・サケル」⁴⁾参照) 特にヨーロッパではナチスの経験から、法の持っている危険性の意識が共有されている。

地域の自然に添った生き方、個人の多様性を認める生き方は、自己責任の生き方でもあり、自律性を前提としたコミュニティーの構築でもある。国の権限をもっと制限して、自治体が主体的に判断する都市国家的な共同体社会に、新しい展望が開けるのではないかと示唆される。「近代政治の脱構築」⁵⁾参照)

最低基準の意味

基準という用語も、時に応じて、人によってさまざまな意味につかわれる。専門家が共通の枠組みやよりどころとしての基本ルールは、技術基準⁶⁾であるが、それが法規制として扱われることになると、意味が変わる。

特に現行建築基準法の規定する告示にあっては、設計地震動の性能を示す確率的表示がなく、安全の水準としてどの程度を想定しているかが不明なままに、過去の規定が踏襲がされている。

もともと、あるべき姿を論ずる場合でも、経済的な状況を無視するわけにいかないのが、安全水準の判断は、個々の状況の中での解となるが、一般的には、理想的な水準と最低の水準というものが考えられ、技術基準では、理想的な水準を示すことができるが、法規制は、最低基準とならざるを得ない。

それは、憲法で保障された財産権の侵害にあたるので、公共の福祉の観点から最低の基準としての規制しかないという立場である。しかし、逆に法で許容されれば、社会にとっては、市場競争は自由である。そこでは、大量生産の力が発揮され、質より量の世界がめざされる。

仮に、個人の財産権と社会の環境権が同等に秤にかけられるのであれば、最低基準という概念は不要となり、財産権と環境権の間で、適切な水準を社会が選択することが考えられ、新しい社会制度が生まれる。

市場規模と法規制

すでに述べたように、建築法規制は、本来的には、建築の質の規制であるが、実態は市場競争のための規制になってしまっているのが、現在の先進国の制度である。

前項でも論じたように、最低の根拠があいまいなままにブラックボックス化すると、それはもはや市場競争の目標水準になり、専門家の役割が、適切な質を生むことではなく、規制に合わせて、なるべくコストを抑えることが求められてしまっている現実がある。

市場規模が小さいときは、質の違いが見えやすく、生産者も人が見える中で仕事をするので、社会も良いものを評価する状況が生まれやすい。しかし、規模が大きくなると、効率化のために分業し、分業で作られたものに

に対する責任も、基準を満たすという形で、質そのものや生産者の顔が見えないままに、建築が完成する。

規模が全国に及ぶと、テレビのコマーシャルが威力を発揮する。大量生産により、生産コストを下げることが可能となり、手作業や自然素材の利用は、コスト高になって、さらに需要者にとって、工業製品の市場競争と同じ原理が働くことにより、地域性や個の多様性が衰退していく。

建築基準法固有の問題

一時は、建築市場を海外にも開くということが政策的課題となったこともあるが、下請け構造を始めとして、我が国固有の環境が、海外企業の進出を困難にしている。

難解な建築基準法の存在が、その要因とも考えられるが、技術的には、1998年の法改正が、さらに我が国特有の状況を作った。すなわち構造規定に関しては、性能規定化をねらいとして改訂されたにも関わらず、肝心の設計地震荷重のレベルが、性能規定になっていないことや、地盤評価、大変形挙動など、モデル化で大きなばらつきを生ずるものが、法により一意的に決められている。安全性の質としては、大きなばらつきを生んでいるにも関わらず、「安全とみなす」という表現で、法的には同じレベルと扱われるという矛盾から抜け出せないでいる。

このように、工学的というよりは、法文の構成上において複雑化した法体系は、海外からの参入を一層難しくしている。その改正はすべて国土交通省住宅局で判断されていることもあり、実務で問題に直面している人間が意見を言いづらい構図にもなっている。

2005年に姉齒による耐震構造計算偽装事件以来、建築基準法に抵触するという理由で、多くの建築が建て替えられた。施工段階で、鉄筋が不足したとか、スリーブの補強がなされなかったとか、免震ゴムが規格の剛性、減衰性を満足していなかった、杭の施工手続きに瑕疵があったなど、すべての場合に、構造安全性としてどの程度の問題であるかということが問われずに、取り壊された。社会資産としての、価値の損失であるが、法的裏付けのもと、経済的には成立するという、奇妙な状況を生んでいる。このままでは、今後も同じことが続くであろう。

大企業は乗り切れるかもしれないが、中小企業は、そのような事態に到ればなりゆかない。大手スーパーと個人商店、チェーンの飲食店と個人店の状況と同様である。結果的に格差が拡大する。あるいは、健全な企業経営が成立しなくなる。

規制を厳格化、巨大化させることになると、審査にコストがかかることもあるが、何よりも専門家の創意工夫

に対する意欲を喪失させ、専門家の判断そのものを軽視することになる。このことが、社会にとって望ましいとは決して思われぬのに、既得権の形で、今の制度が変革されないのは、問題である。

建築基本法⁷⁾に向けて

建築の専門家、特に、構造設計技術者が全般において、自らの判断で設計をし、施工を監理することが、建築の質を高める上では不可欠である。そのためには、現在の建築基準法、施行令、告示からなる膨大な規制を、5分の1から10分の1程度に簡素化することを考えるべきであろう。

建築物は、個人財産としての解釈が強すぎることを改めるためには、社会資産であることを法的にも明示し、その所有者の社会的責任を、国民をあげて確認する必要がある。国の規制を満足するから責任を取ったことにならないのではなく、信頼できる専門家と十分な相互理解の上に、社会的に適切な安全性を付与することが責任として課されると考えるべきであろう。

国が一律で規制するのではなく、法の役割としては、基本的な方向性、例えば、安全の水準をどの程度とすることが望ましいとか、地球環境に対する配慮や、景観や自然環境への対応原則を述べるにとどめ、自治体ごとに、必要に応じて、具体的な規制を課すということが、地域の活性化や豊かさを生むことにつながると考える。

イタリアン・セオリーを、建築社会制度にあてはめるとき、国の規制に頼りすぎないこと、経済効果優先主義から脱すること、そのための社会制度づくりが求められると言えるのではないか。

まとめ

ネグリ、アガンベン、エスポジトに代表されるイタリア思想を参考にすることにより、我が国の法による過剰な建築構造規制の問題を考察し、個人の生き方、専門家の判断の尊重される社会制度のあり方を論じた。

参考文献

1. 宇沢弘文:「社会的共通資本」岩波新書 2000
2. 岡田温司:「イタリアン・セオリー」中央公論新社 2014
3. ネグリ、ハート:「帝国」以文社 2003
4. アガンベン:「ホモ・サケル」以文社 2007
5. エスポジト:「近代政治の脱構築」講談社 2009
6. J. Kanda: Role of Standards and Regulations for Buildings, 8CUEE Conf. Proc., T.I.T., Tokyo, 2011
7. 神田順:「安全な建物とは何か」技術評論社 2010

* 日本大学理工学部特任教授、

* Department of Architecture, CST, Nihon University

AIに任せた後に残る職能へ

「日本の濁り」からの脱出

大倉富美雄

20200217



照明器具シリーズ: Snoker

Fosnova s.p.a.(ITALY)/1981

Industrial Design-4



Kartell S.p.A.(ITALY)

C.Bartoliと共同/1974

プラスチック椅子: #4875

Industrial Design-1



㈱東芝
1986

ラップトップ・ワープロ・アドヴァンスド・デザイン

Industrial Design-7



㈱パルコ/1982

タウンサイクル: Regalo

Industrial Design-5



1995/1996

ウッド・チェア “プント”

Industrial Design-11



木造平屋建+小屋裏 建築面積138㎡ 延床面積178㎡/1982

住宅:A山荘(ハケ岳)

Architecture & Environment-1



事務所ビル NIAS BUILDING (港区)

Architecture & Environment-0



Architecture & Environment-10

イタリアの話(1)

- なぜ、イタリアに行ったのか？
- サラリーマン経験の行き詰まり
- 何か違う、イタリアでの生活経験
採用の不思議／領域不明／パトカー／マンチャ／
自己能力主義／
押さえられない愛憎の嫉妬／

イタリアの話(2)

- 税金／
- 組織化の困難／南北分断／
- まとまらぬ国／カンパニリズム(地域根性)／
- 同業者同士(ギルド)／ピアッツァニズモ／
カネ、人、能力が一体化／
- 神の前では一対一／

これは **それで自分が生きている、職能の保全**
からの人の寄り添い になり易い。

イタリアン・セオリーとは

- 近代化による職能分離の危機／全体主義の到来
- それを利用した権力者や為政者の押しつけ
- それは、個人の生命や日常生活をも無視する
アガンベンの言う、「ホモサケル」「生政治」の意味だろう
- それに対する、「個人の、神に誓う精神の戦い」がある
- それが「自分で生きる」(職能自立)を高めた
このことが、人と人が寄り添うことを願う
ネグリの言う、「マルチチュード」の意味が

日本人の現状への理解

- 1・自分で決められない。個人任せに出来ない？
- 1・周りの雰囲気優先？
- 2・「専門バカ」という一般認識はあるのか？
- 2・法規制は変えられない？
- 2/3・教条(データや規制)を知るほど優位？
- 4・真にカネとコネだけを考える経済人を認識？

仮に、以上を仕分けしてみると：

1・忖度度, 2・既成順応, 3・精度の甘受, 4・経済万能

風と共にゴーン^{の例で考える日本}

一恥も外聞も無い行動を取らせた原因は？

「私は正義から逃れたのではない。政治的陰謀から逃れたのだ」

政治的陰謀と取られたのは？

- 1・日産社内で解決出来ず、検察を巻き込んだ。
 - 2・各節目の判断で、法的根拠を説明していない(日本語不明)。
 - 3・起訴の時点で有罪率99%
 - 2・弁護士同席不可/妻との接触不可/長期勾留/独房問題
- 一端、疑われ出すと、「疑う方」を正当化しようとされる。
- 1・忖度度, 2・既成順応, 3・精度の甘受, 4・経済万能

忖度度・既成順応・精度の甘受 + 経済万能

—見えてくる日本体質
なぜこうなったのか—

- ・江戸時代に大飢饉に何度も遭う/低い経済成長 (忖度度)
- ・主君の命には絶対に逆らえない (既成順応)
- ・厳密な四季に規制される農耕、水田運河 (精度の甘受)
- ・参勤交代が生む陸海路、日程、経費の緻密化 (精度の甘受)
- ・明治維新による上からの押しつけ (既成順応)
- ・舶来崇拜、自己文化卑下、輸入ルール優先 (既成順応)
- ・外国事情を知らない平民は、言われたことを聞くしか無い。「自分の社会的生き方」等はない (既成順応)(忖度度)
- ・戦後を決めた経済万能 (既成順応)

これは、誰もが襲われる自然災害からの 生命の危機保全を意識した 人の寄り添い となり易い。

改めてイタリアン・セオリーから学ぶ

- ・個人を無視した法の押しつけ(アガンベンの「ホモサケル」「生政治」)は、日本の問題でもあるが、全体主義を支え、又、失墜した「宗教的な個人」との落差は大きい。
- ・鮮烈な宗教を背景とした、「個人からの寄り添い」(ネグリのマルチチュード)ではない日本人の、忖度と既成順応の問題に、我々が転嫁。つまり、気遣い、皆で生きる、といった浅い感情の主導へ。
- ・エスポジトの、法律遵守への疑問提示は、既成体制の存在への疑問であるが、日本のそれは、既成を守り過ぎる問題(既成順応)であろう。

忖度度・既成順応・精度の甘受 + 経済万能

個の主体性や生き様を擁護する政治的
理念と、その体制が生まれにくい。

ということは専門家の存在を認知しにくい、
あるいは組織枠以外、評価軸が無い？

このままでは経済と文化を統合する
リーダーも(個性派も、天才も、
人材を活かした組織も)、育たない。

忖度度

自分たちで決められない体質は、官僚依存を生み出す。

既成順応

数字や言葉による法規制は、設定側(行政)に異論が及ばないようにする、又は体制維持利用される可能性が内在する。

精度の甘受

感性への信頼失墜、自己の主体的判断からの逃避が、科学の絶対性や、数字や言葉に全面依存する体質を強めた。

自動運転(AI)でなく、ハンドル裁きの楽しみを

—専門家の知力による総合判断へ—

「濁り」を超える、今後への

3つの自覚と活動

1. **忖度**の明確化と対策
2. **既成順応**からの離脱
3. **精度の甘受**の長期な見直し

1. 「忖度」の明確化と対策

社会の精度が高まるほど、個人の特殊性や才能が軽視されやすい。忖度は増す。それへの補完が必要

個人の主体性、つまり何を楽しみに生きているのか、を活かすよう、組織や体制を模索する。

他方で、この(ある意味で特殊な)「国民性」を国際的に知ってもらう運動が必要。

2. 「既成順応」からの離脱

専門家の合意による、AIを活かした自主設計審査組織を想定し、育成する。

行政と対等に交渉できるように努める。

- 知的生産者の経済的保証の確保への布石を進める
- 文化に投資する企業を応援する。一方 メディアの育成
- 専門家の自省(協調より保身、経済音痴)から協調へ

3. 「精度の甘受」の長期な見直し

経験を積み、限界が判っている専門家には、それ以上の判断を任せる社会構造へ。

- AIに任せるべき データ、数値、規制を分析。
- プロ設計者(専門家)が納得のいく システムを創る必要。
- 設計者団体は AI研究者・企業に投資し育成。
- 「精度」には、限界があることを公知すべき。
- データ、数値だけではない、感性の視点での、初、中等教育の見直しと開始。

クリエイティブ[アーツ] コア

- こんな本を出版しました。

発表内容

1. 導入：〈内在と対決〉という枠組み
2. ミラノ工科大学建築学部と1968年
3. 現代への教訓

1-1. 戦後イタリア建築と政治の結びつき

6 / 22

歴史的背景

①ファシズムに対する知識人の戦い

- 知識人としての建築家の自覚



②共産党知識人文化

- 戦後の知識人はほぼ共産党
- 芸術関係者が政治家になることも



A. ロッシ G.C. アルガン M. カッチャーリ

1. 導入：〈内在と対決〉という枠組み

1-2. 「設計」に対応するイタリア語

7 / 22

Disegno (Design) / Progettazione

- Progettoの動詞化 ⇒プロジェクトの構想・実現のプロセス
- ⇒造形操作や構造計算だけでなく政治や教育とも深く関わる

卒業単位『建築設計』ミラノ工科大学建築学部HPより

『都市分析と建築設計』A.ロッシ編, 1970

1-3. イタリアの特異な政治的態度

8 / 22

●代替案(ユートピア)の提示ではなく、同一地平での対峙

二つの特質

●異なる立場の闘争は必然的なものであるという意識

dentro/within 内在



対決 contro/against

『dentro/within 内在』と『dentro/contro 対決』

『1968 資本主義への抵抗』

『dentro/contro』 il diritto sovrano

1-4. 1968年の〈内在と対決〉論①

9 / 22

M.トロンティ:工場からの資本主義への抵抗

●時代把握:社会全体に工場的な規律・管理が蔓延 ⇒工場は資本主義社会の縮図である

●「ブルジョア機構を工場の内部で粉碎せよ」 ⇒〈資本主義の内部で資本主義に対抗する〉

“資本システム内部の労働者の場合、実はその生産力は二重に評価され得る。ひとつは資本を生産する力として、ひとつは資本生産を拒否する力として。すなわち、一方で資本の内部におり、他方で資本に抗している。”

dentro/within contro/against



『労働者と資本』

1-5. 1968年の〈内在と対決〉論②

10 / 22

P.V.アウレリ:ロッシ建築の資本主義抵抗論

『自律性プロジェクト—資本主義への内部からの抵抗』

資本主義の内部で資本主義に対抗する

A.ロッシ, トリノ都市施設コンペ案(1962)

『自律性プロジェクト—資本主義への内部からの抵抗』

資本主義の内部で資本主義に対抗する

A.ロッシ, トリノ都市施設コンペ案(1962)

dentro/within contro/against

トリノの都市の均一グリッド = 資本主義の象徴

グリッド平面

1-6. 共同体論としての〈内在と対決〉論

11 / 22

〈内在と対決〉の枠組みは資本主義批判にとどまらない... ⇒イタリアの社会・政治構造そのものの特徴

R.エスポジトの〈コムニタス〉論:共同体とは何か?

●〈免疫体(イムニタス)〉としての共同体 = 共通物がある集団 例) 権利、アイデンティティ、人種 etc

●〈コムニタス〉としての共同体 = 共通するものを一切持たない者たちの集まり ⇒自らを晒し他者と接触するという危険(“分裂”)

dentro/within contro/against



1968 学闘争にも見られる姿勢

2. ミラノ工科大学建築学部と1968年

2-1. 1960sイタリア建築学校闘争

13 / 22

1963~ イタリア各地の建築学校で学生によるスト・占拠

TORINO MILANO VENEZIA FIRENZE ROMA

反乱の理由

直接的な政治的意識よりむしろ既存の建築教育批判

- 戦後の急激な学生数増加
- 社会動向を反映しないカリキュラム

2-2. ミラノ工科大の学内闘争

114 / 22



●1967年から再び学生スト・占拠が活発に
⇒同年の建築学部議会で「実験教育」が話し合われる



●公共大臣が実験教育を認める通達を出す



学長・大臣
vs
学部長・学生

●建築学部内で
教師・助手・学生の全体討議

●学長と公共大臣による妨害



●1968～占拠状態で実験教育開始 建築学部長

2-3. ミラノ工科大の実験教育

115 / 22

GRUPPO DI RICERCA

“研究グループ”制度の導入

・今でいうゼミ活動：教授＋助手＋学生
・意匠・歴史だけでなく材料・建設なども

⇒従来の座学・アトリエ教育

“研究”：同時代に対応した多様なテーマ

「教育体系」

「都市分析と
建築設計」

「建築・都市批評のための
マルクス主義の諸道具」



“グループ”：民主主義的な協働

⇒従来の権威主義的な関係

2-4. 建築学校における〈内在と対決〉

116 / 22

ミラノ工科大の研究グループ制度にも〈内在と対決〉の枠組みが...

研究グループ同士の対決

●単なる多元主義・共存ではない
⇒グループが立脚する政治的立場を
明確に自覚・表明し対決する



ロッシら教師陣による『十月革命声明』

“諸傾向を明白にし、学校内部での衝突を打ち立てる。この衝突は個人的ではなくグループや勢力の衝突であり、成果に基づいて検証され得る。(…)この対立は共存を仮定できず、対立する潮流の排除にまで導かれなければならない。(…)我々は全ての者に、具体的な戦略の次元で我々と対峙することを求める。”



2-5. 対比：1968年パリの建築学校

117 / 22

ミラノの〈内在と対決〉と対照的なパリの1968...

⇒エコール・デ・ボザール：グループ毎に独立して別の組織へ



2-6. 1968年ミラノの結末

118 / 22

研究グループ制度は1968/69年度から正式カリキュラムとなり、1971年まで続く...



警察介入



制度停止・学校閉鎖の後、“正常化”へ...

3. 現代への教訓

3-1. 教育問題としての法問題

120 / 22

●内在の平面(対決の場)はどこにあるか？



○ミラノ建築学部闘争の争点
=直接的な政治問題ではなく建築教育の問題
⇒建築問題の解決の出発点としての建築教育

現代日本の建築法問題を
教育の現場で議論できるか？

○スタジオ課題：現代日本の研究グループ制度？

3-2. 対決の回避装置としての法

121 / 22

●建築教育問題と建築法問題の連関

- 建築学校の受動的学習
=“クイズ試験マシンとしての学校”(1973)
⇒研究グループ：能動的なテーマ探求＋対決
- 建築基準法への受身的姿勢
=最低基準さえ守ればよい
☆N.ルーマン「免疫システムとしての法」

本来的に対決への免疫システムである法
⇒その内部で対決は可能か？



3-3. 現代における対決の不在

122 / 22

●今日ますます進んでいく専門化



- 教育でも実務でも知性と責任が分散
- 重箱の隅をつつくような研究や議論が散見
⇒対話や対決を避けるような姿勢の蔓延？

対決の不在の帰結
自らの行為の意味付け・価値づけの欠如
⇒協働行為としての文化促進の停滞